

1. 件名：「廃止措置計画に関する審査会合への対応について(玄海原子力発電所1, 2号炉)」

2. 日時：令和元年11月14日(木) 15時45分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長、西内安全審査専門職

九州電力株式会社 原子力発電本部 副本部長 他6名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、本日の審査会合(議題2:九州電力株式会社玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請及び1号炉廃止措置計画変更認可申請)において議論された事項の確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえ、引き続き審査を行うこととした。

(審査会合における議論内容)

- ・玄海1, 2号の廃止措置に関連した工事が玄海3, 4号炉の運転に影響を与えないことを確認する運用において、工事担当の確認だけでなく、運転担当の確認について、下部規定を含めた運用の詳細を説明すること。
- ・非常用ディーゼル発電機及び蓄電池の容量、必要とされる負荷と負荷先の名称、海水ポンプ等の容量、必要な流量及び冷却水の供給先について説明すること。
- ・非常用ディーゼル発電機の自動起動等を維持しない理由として時間的余裕について説明しているが、時間的余裕の根拠について説明すること。

(2) 九州電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

提出資料：なし